

吉田 利宏 Yoshida Toshihiro 元衆議院法制局参事

1987年衆議院法制局入局、15年にわたり法案や修正案の作成に参画。主な著書に「法律を読む技術・学ぶ技術」[改訂第3版] (ダイヤモンド社、2016年)「民法を読む技術・学ぶ技術」(ダイヤモンド社、2021年)など

## 無効・取消し・解除

### ケースバイケース

困った上司はたくさんいるものですが「ケースバイケース上司」もそうした一人でしょう。この上司、何を尋ねても「ケースバイケースだ」と答えます。ケースバイケースというのは、原則があることを前提に、それにとらわれず対応する場合があることをいうのです。最初から原則も無い対応は「場当たりの対応」に過ぎません。

今回取り上げる「無効・取消し・解除」も、くだんの上司のように「ケースバイケース」的に理解する人が多いかもしれません。確かに、法文上、使われる意味が一通りではありません。しかし、原則的な意味があり、多くの場合はその意味の中に収まるものです。例外的な使い方がされている場合であっても、原則を踏まえたいえでその意味を理解したいものです。

### 無効

まず、無効です。これは初めから効力を生じない状態をいいます。例えば、民法3条の2には「法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする」とあります。民法は人の意思を大事にしています。人は、自らの意思に基づいて権利を得たり、義務を負う存在です。ですから、自分の行為の結果が分からないまま、契約などを行っても、その行為の効力は生じません。これが3条の2の意味です。例えば、認知症があ

無効・取消し・解除の違いを原則的な意味からアプローチして解き明かします。

る程度進んだ高齢者が自宅を売却する契約を結んだとします。ほかに住む所の当てがあるわけでもないし、売却額も相場よりかなり安かったとします。こうした契約は契約書がそろっていたとしても無効と考えるのが自然です。また、民法90条には「公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする」との規定もあります。これは反社会的な契約を無効とするものです。

### 無効を主張できるかの判断

3条の2も、90条も条文自体はシンプルです。しかし、具体的に条文を根拠に無効を主張できるか悩ましい場合もあるのです。自分の行為の結果を判断する能力(意思能力)があるかどうかは、そのときのその人の状況にも左右されますし、しようとする契約などの内容にもよるからです。また、反社会的な行為かどうかについても、すぐには判定できない場合もあるでしょう。「ケースバイケースだな」などと逃げを打ちたくなりますが、ここで踏みとどまることが大切です。条文の趣旨や過去の判例などをいくつか調べてみると、おぼろげながら見えてくるものがあるでしょう。何が公平なのか自分の頭で考えるひと手間が、民法を読む際には必要といえます。

さて、無効というのは、初めから効力を生じないわけですから、いつ主張しても、誰から主張してもよいはず。これが大原則です。しかし、3条の2の無効については、意思表示をした相手方からは主張できないと解釈されていま

表 無効・取消し・解除の違いのまとめ

	原則	例外
無効	初めから効力が生じない。誰からでも主張できる	主張できる者が限られている場合あり
取消し	最初に遡って効力が失われる	将来に向かってのみ効力を失う場合あり
解除		

す。条文には書かれていないのですが、意思能力が無い人を保護するためのしくみだからです。

### 取消し

無効と少し似たものに「取消し」があります。取消しというのは、いったん成立し、効果が生じた契約などを遡って消滅させることをいいます。なぜ遡って消滅させるかという、成立時の契約内容などに瑕疵(キズのこと)があるからです。

1つ例を挙げましょう。未成年者(現在は20歳未満。2022年4月1日以降は18歳未満)が契約をするには、原則として親などの同意が必要です。同意を得ないで契約をしても、親などは取り消すことができます(民法5条1項・2項)。取り消されると、契約の効果は成立時に遡って失われます。民法では、意思が不十分な人が行った契約などや、だまされたり、脅されたりしてした契約などについても、取り消すことができますものとしています。「なぜ、無効ではなく取り消すことができるとしたの?」と思うかもしれません。それは、保護される人にとって契約の内容が不利益ではない場合には、その効力を維持できるようにしたかったからです。

### 遡らない取消しの例

取消しは、最初に遡って効力を失うことを意味しますが、そうではない例もあります。民法748条1項には「婚姻の取消しは、将来に向かってのみその効力を生ずる」とあります。婚姻の取消しは、いわゆる離婚とは違います。重婚や近親婚、だまされたり、脅されたりして結婚した場合などでは、婚姻を取り消すことができる

のですが、結婚していたという事実の重みは消せないと考え、遡る効力を与えなかったのです。

### 解除

取消しに似た「解除」というものも民法に定められています。「契約の解除」といえば、契約を結んだどちらかが意思を示して、その契約を最初から無かったかのような状態にすることで、取消しと似ていますが、取消しができる場合は民法に定められた場合だけです。契約が解除できるのは、契約を果たすことができなくなったとき(最初からできない契約を結んだときもあれば、後でできなくなったときもあります)など民法などの法律で定められた理由が生じたときに加えて、あらかじめ契約で定めていた理由が生じたときにも可能です。この点が取消しとの違いとなります。この契約の解除においても、遡らない解除が存在します。例えば、620条には「賃貸借の解除をした場合には、その解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる」とあります。賃貸(契約)は、解除するまでその不動産を使用してきたという事実があります。これを精算するのは大変です。そこで遡ることを認めなかったのです。賃貸ばかりでなく、雇用や委任など、継続的な関係が問題となるものについても、やはり遡らない契約の解除を定めています。

ケースバイケース上司も含めて、あらゆるタイプの上司に柔軟に対応する力が、勤め人には求められているのかもしれませんが、仕事の意義を見失うことなく、そうした力を身に付けたいものです。